





倭論語卷第二目錄

人皇并親王部

神武天皇

廣五十稜芥彥命

日本武尊

應神天皇

雄略天皇

厩戶皇子

聖武天皇

桓武天皇

孝靈天皇

神功皇后

仲哀天皇

仁德天皇

安閑天皇

天智天皇

舍人親王

高岳親王

嵯峨天皇

左大臣源融

清和天皇

貞純親王

宇多天皇

敦實親王

村上天皇

清仁親王

圓融院

白河院

輔仁親王

後白河院

高倉院

以仁親王

後鳥羽院

後嵯峨院

伏見院

後伏見院

久明親王

花園院

尊圓法親王

宗光院

後光嚴院

後圓融院

後醍醐天皇

護良親王

榮仁親王

後小松院

禰光院

後花園院

龜山院

後宇多院

垣明親王

全仁親王

宗尊親王

惟康親王

知仁親王

邦良親王

邦省親王

後柏原院

為皇太子辛酉正月朔於畝傍橿原宮即位
 五十二周惠王十七年也戊午年九月始祭諸
 神置祭主治世七十六年御諱狹野御母
 玉依姬海童之皇姬也七十六年丙子三月朔
 崩一百二十有七歲此後三年乙卯空位

孝靈天皇勅曰夫人と生もてまゝに海に
 一とてさうさうとまことつりやおとてとら
 ぶさあくと後たうた。と先なるとおつら
 と。びとあるとよく知るとのそすかつらとら
 なり。びとあるとりさまへぐれと神徳のそま

まとのと知るとら

人王第六代孝安天皇太子也天皇元年正月二
 日即位孝安七十六年正月皇太子廿六孝安五十
 一年降誕治世七十六年人王才七世諱大日本根
 子彦太瓊御母皇太后帥押姬七十六年二月朔
 日崩一百二十八歲天皇五年淡海國湖港始
 彦と十挾并彦命賢曰おもりまるととのハた
 うまのあゝあ。内小なりあをまうとと守か
 けしはつらんまゝえやま。内ハまらるる
 のぐるくにあら

孝靈天皇第二皇子母和國香媛亦曰吉備津

彦命備中國吉備津宮是也

神功皇后勅曰夫家國の益人よかをもうとくとし
その神法をまもるべし。聖子んをすくやうと
とごぼるるる物とさるわくさわななるまれ
軍神乃宮よしてげ目乃本此あつらゆ久
くさうへん此ふ乃外ならあもり攻来と我
其の旗乃ふふの心乃こくふもくせん養人
か運をいづべけりなをくあすまわるとあ
くひあこころをつごおとるく一とあされむべ

——此玉の人をみかふるもゆき乃ゆひをま
してあのかげるものふとくしつる本なるこ
家あかりるるわたりるいりらり松よのふと此玉
はあもてる神乃みことのりとうけてあ家安
合とちろくものなり

人王十五代父息長宿祢王之女也母葛城高額媛
皇后元年攝政元三成務四十年誕生仲哀二
年為皇后廿四治世六十九年諱息長足姬十一
年住吉神出現六十九年四月十五日崩百歳
日本武尊賢曰。くろく人乃あふ天乃たせろく人

まがらゆへに民乃父母なり。君小父母れんがす。時を
君にむく。君ハ玉れ心成。あきら。あ乃いつを
かえ給ふべし。

景行天皇第二皇子号小碓皇子。武畧神通日
本武術之大祖。尾張國熱田大明神是也。

仲哀天皇勅曰。人主やして。方氏乃心をそてん
と。万民乃身とそて。方氏乃心をそて
吾家と。万民の衣服をそて。吾衣と。とどの
まがらを人主と。ハツなり。

人王十四代諱足中彦日本武尊御子也。母皇大

后两道入姬命二年。皇后於豊浦津得如意珠。

天皇元年正月即位。四十四成務十九年降生同

四十八年三月立太子。元歳治世九年。

應神天皇勅曰。吾日乃中武。さん乃あらん。まの
あす。あよ。ありて。ま。み。乃世のちり
と。か。ん。中。と。お。ま。ひ。神。ぶ。ん。ま。の。吾。神。明。の。直
と。か。ん。清。さ。ん。を。け。て。う。う。海。な。ん。事。と
あ。り。け。く。ま。あ。く。れ。人。の。い。さ。る。人。世。の。後。も
吾。あ。孫。乃。玉。の。う。ま。ん。あ。う。ま。ふ。じ。ひ。く。と
乃。か。ん。れ。う。う。ま。を。ゆ。ま。あ。う。う。ま。う。ま。を。

うてれをもちつゝその國のけはるゝあらん時を
天下みされ向あ時をあらゝくさういれらるゝ
よりゆむみきく朝廷おとろく友人位とさわりや
しきうらふよかく上下乃品を失ひまゝして
あけなすみぶも亂く後宗廟いりわとあ
しきうらふよかくとれとあゝそのまれば
さたらん

應神弟四皇子人王十七世也天皇元年正月
即位應神二十一年誕生同元年正月立太子
御母皇后仲姫命治世八十七年諱大鷦鷯八

十七年正月十六日崩一百十歳六十二年氷室始
雄略天皇勅曰幸く賢くそののけりしつをのみ
と文と用むくその中んと養ふおろしとあれ
ぬそののみぐりなるとも成用て外乃おのいを
うごうして世の中を養ふその養ふ事ハひ
川なり我はゆに西の事とつまひひうふ事
その氏乃らるゝしをたのいぬすくやいとし
まごころしひまのあんをた乃とてい
らるゝあふようはならん事を若くさるゝ
人ねんあやうさうにまわりあふまういみるは

りふ中づねとぬり人のかまらるばわらるなり
はねの賢と心よわらぬあけられん方氏の
なやらのなりんゆりなをありあり

人王第廿世允恭天皇弟五皇子也此時伴勢太神
宮奉迎豊受依託宣天皇丙申十二月即位宇
酉為元年仁德七十五年誕生治世廿三年諱
大泊瀬幼武廿三年八月朔崩九十三母皇太后
忠坂大中姫二岐王子女也

安閑天皇勅曰そらく乃うまいるけふはそとそ
のそねあそそ魚をあおとひと程とすなり

そらくそらくもそらの源あそそをいひおそそ
つ家と源とす

人王廿七代繼體天皇第一皇子也雄略十年正
月朔降誕天皇元年即位六十九繼體廿三年
立太子同十二月業三嶋社治世二年諱勾大兄
御母妃日國子媛二年二月十二崩七十歲金峯
山權現是也

厩戸皇子賢曰夫吾國乃解除也そらくの災
難と乃そそ方病と治そそをうくそそ
そそそそそそ物とそそそそそそ

予言言三
たす。あはれ妙術ありてあはれ乃良菜なり
たにま結乃高頂徳法ん此万行の源也
法乃中よんを極てめ果れん源なる中つ
そよものなり

人王三十代欽明天皇弟二皇子用明天皇御子
聖徳太子是也廿二年元帳十九号八耳守屋逆
臣誅伐天王寺建立御母宅總部間人推古廿
九年二月廿二日薨四十九歳

天智天皇勅曰万人と助あんなやあそもの二人
とつてすあ人乃らあさんとあつもの二人乃

つら成極るす朕はひりよ万人れあよ心をさ
めよむしよの糸乃糸まきくもあつらうらんの方
人とあふあや。ま乃父母とてあんで國を
子とおひいさる人きあてて父母乃とてをた
あゆかす

人王五世舒明天皇弟一皇子也推古廿二年正
月十五日降誕也大化元年六月立太子天皇七年
正月即位治世十年御母皇極同十年十二月
三日崩五十八室上而不留玉躰諱葛城号田
原

聖德太子實曰七星のてきんにあたりて
とあこほふ處に流るるまはるる悔るあはれ
礼とがとていふに

傳上宿

聖武天皇勅曰もろく乃家乃時とともく
子年乃後乃時とともく乃本乃時
ふやんうそれと出もの時とともく
しごがわあつたをあり。平年と志川乃成
せり。王法のどとらへともめとして
らり是より人果それくきよと失ひ

て大昔よりあり。きよきよきよきよ
く。西連乃世とがるべし

人日四十二代文武天皇弟一皇子也
正月誕生和銅七年六月元服同立太子十四
老八年二月四受禪同即位治世七十五年
人藤原宮子不比等女藤原皇后始天平勝
室七年五月二日崩五十四歳諱首

舍人親王賢曰今世乃きよやありとあり
神明れみとのわとすく外乃とてとあり

新言言三
其。是。也。や。を。持。く。他。人。は。親。と。わ。い。し。す。る。が。れ。し。
お。れ。の。ん。ぞ。是。と。し。と。ぞ。ん。地。か。ん。ぞ。是。と。こ。り。
も。ん。親。と。親。と。し。て。後。あ。を。お。も。い。あ。を。持。ひ。
て。後。お。れ。親。と。親。と。ぞ。ん。あ。い。れ。ぬ。り。か。な。ま。た。
ほ。ち。か。も。し。く。す。て。め。づ。し。に。あ。ら。ふ。ふ。か。
も。ぞ。お。く。よ。せ。の。人。は。な。ら。ま。し。よ。あ。れ。の。う。と。や。乃。
お。こ。そ。と。ち。ら。ぶ。い。が。く。く。人。乃。お。り。い。と。持。ひ。
い。よ。し。わ。と。え。り。あ。ら。ふ。い。し。し。

人王平代天武天皇中。皇太子也。神道身真。
之大祖也。号。崇道。号。教天皇。一品。知太政官。受。

母新田部皇女也

桓武天皇勅曰。為天の法と我。よ。か。さ。く。中。一。乃。
長下。や。震。且。此。儒。及。吾。國。ふ。お。さ。く。事。二。
の。長。下。と。し。て。神。明。乃。左。右。と。そ。く。世。神。乃。の。
潤。多。と。す。ん。と。の。か。も。あ。よ。い。お。八。日。禰。の。あ。し。
て。震。且。と。月。禰。乃。あ。ら。す。天。竺。と。星。乃。國。と。次。
良。由。あ。る。也。

人王四十九代。光仁天皇第一太子也。天平九年九
月朔降。生天平宝字八年。從五位下。大学。从
侍。從。宝。龜。元。十。一。月。四。品。為。親。王。同。二。年。三。中。

務卿同十年四立太子天應元年四月三受禪
同廿五日即位十一月大嘗會治世元四年諱山
部号柏原帝母大皇太后宮高野氏贈正位
乙繼女延暦廿四三十七崩七十歳

岳親王賢曰異胡乃法とみく吾神ふれ授と
くちうとのいそ家玉の宝なりわ外玉の法を人
て吾神玉の控とおろそくふんその一國賊也
人王五十一代平城天皇弟一皇子也貞觀四年
入唐立太子廢之法名真如母倭世継子

嵯峨天皇初曰朕を後人よに志めすなり

あとの部事乃そのと罷ちんよる方氏もつー
申をそくひくくーしんすえん人のきえ
失がんそろく乃人れ悪そあまひとあはは
あまのれもつをわつらりてらわおらるなり
あまの悪人そく海なりあま地乃難む成志
らくびりーく世成海にまものなりあら
ふふやーそのの悪そらのなりとそるなり也
並るふき人よの在るあまがらるー

延暦五年九月七日降生大同元年五月十九
為皇太子十一同四年四朔受禪廿四同四月十

和寺崩六十五号亭子院

敦實親王賢曰。上皇天子より下りたり。さしたる
ふ。まて。一乃後と物され。其の人あり。さして
な。天子の公卿の中。或は地下ふ。及ぶま。さる。及の
画。一人をえ。い。か。て。一乃後と。さ。さ。日夕
此後。よ。む。い。い。と。身。非。画。と。さ。さ。ま。い。い。さ。さ。り
下。い。さ。い。乃。あ。く。も。中。よ。る。乃。の。画。さ。さ。あ。と。求。て
一の後と。して。且。夕。その。さ。さ。乃。非。画。を。あ
一。み。ま。日。紙。魚。月。を。越。く。その。い。乃。乃。画。の
ら。す。乃。さ。り。あ。一。此人。後。と。用。さ。る。人。の。君。を

其のい。い。い。を。さ。て。交。と。一。後。と。一。云。編。引。下
凡。人。の。い。い。も。さ。て。め。衣。後。人。の。其。の。す。く。乃。此。聖。を
乃。善。悪。あ。く。の。い。一。此。後。を。不。用。人。乃。善。悪。と。知
い。と。さ。り。あ。一。後。世。と。此。人。後。を。用。ゆ。る。世。あ。く。の
う。あ。く。あ。聖。代。なる。べ。し。

宇多天皇第八皇子也。仁和寺宮是也。八幡宮
蒙託宣。神明玉。躰。彫。立。宮。也。寛平四年。正朔
降生。鶴。鶴。之。大。祖。也。住。于。仁。和。寺。世。人。曰。御。門。跡。
門。跡。号。始。之。兼。平。六。年。賜。源。姓。和。琴。今。自。
此。宮。傳。于。世。康。保。三。年。二。月。二。薨。七。十。五。歳。

村上天皇勅曰聖德太子を子孫に傳へん事を
 願ふに孔夫子の事蹟をよと不孝乃事一といふも
 朕の吾邦にふかき事ん事と有りてみるに子孫の
 絶不絶とあげぐべきを命ふまじく思ふの事
 人王六十世醍醐天皇十四皇子也延長四年六月
 二降生天慶三年二月十五元服同七年四月二
 立太子九年同九年四月十三受禪廿一日廿八日即
 位同二年十一月十九大嘗會治世廿一年諱成
 明康保四年五月廿五於清凉殿崩先落
 飾四十二

清仁親王賢曰賢人と求んはありを長く云
 業と云く求へては先との事嘆かき求む
 としごとくありてはむらびく人比賢と求
 るも唯を長く禱と用てるとしむにとも
 ともしむる事ハありては賢と求く身と美
 人王六十五代花山院第一皇子也從四位上彈正
 平御母祐忠女子孫源氏多
 圓融院勅曰地毎く心得ある人や云ふのハが
 なくあるはねのなり今世人乃よき事と

輔仁親王三原田善人ち思ひに天理よのやれ
人ハ甲に人欲よふづる。目しにゆかり目しにさ
取ガあよふく賢良れさういさ一極あり
天地とあつてゐるよめなり

後三条院第三皇子也景伏見三宮母贈皇
太后茂子能信郷女也子孫多

後白河院勅曰天下人乃すはもふり善人と
あつものに大悪人あり悪人と云ふもの善人あ
つものに世人乃善人なりといふものといは
れどくは世はあつておもしろくは人なむいし

おとてよ色ぐらうをそて是を善人なりと云ふか
らす百人は心は腹するものなり悪人と云ふもの
も世よそはく云葉とさけ氣を志けりてお
よありそす外とさくはんと所く
まうまうふあささす。ゆよ世人悪人なりと
り
かこをけ上人せぬまほけなり。肉らるべし
世の人

人王七十四代鳥羽院第四皇子也大治二年九月
十一降生久壽二年七月廿四踐祚廿九同十月

廿六日即位同十一月廿三大嘗會保元三年八月十一讓位嘉應元六月十七出家同尊号法諱行真治世三年諱雅仁建久三年三月

十三崩六十六

高倉院勅曰人皇萬歲天皇萬歲
應永四年三月廿一日
妙子ありて人ハカありてと名あり人皇万歳
その名ありんばむらさきと名あり人皇万歳
仁徳乃名あり

人王七十七代後白河院中三皇子也永萬二

年九月三降誕仁安元十月十立太子六同三年二月十九受禪八同三月廿三即位同十一月廿二大嘗會嘉應三正月三元服十一治承四年二月廿一禪位七同廿七尊号三十九奉安藝靈巖嶋同五年正月十四崩廿一

以仁親王賢曰世乃みの人ハ心も世よ月ら
しそとる海くもあしも人乃の時人の心を
能み也世よとてとやあかしのあもれくを
川らひぬひくぞの人ハ善悪を能みる人の
なり也。月ね人皇万歳一乃すもむつひて

下事_ニ忽出家法諱良然同十三秦移隱岐
 國治十五年延應元二月廿二崩六十諱尊成
 後嵯峨院勅曰善人_カ行_カと_モて人_ト見_ル人_トよ
 ろ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ
 合_カ合_カめ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ

人王八十三代土御門院第一皇子也兼久二年二
 月廿六降誕仁治三年正十八踐祚廿三同日元
 服同三年十月八即位同十一月十三大嘗會寛
 元四年正九讓位廿七二月五尊号治世四年諱

邦仁文永九年二月十七日於龜山別院崩五十三
 伏見院勅曰君子ハ_カと_モて人_ト見_ル人_トよ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ
 人_ト見_ル人_トよ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ_クと_モて人_ト見_ル人_トよ

人王八十八代後深草院第一皇子也文永二年
 四月廿二降誕弘安十年十月廿一踐祚廿三同十
 一年三月十五即位同十月廿一御禊同十一月廿二
 大嘗會永仁六年七月廿二禪位同八月三尊号
 治世十一年諱_ハ熈仁文保元年九月三日於持明院
 殿崩五十三

の推せ給ふものも聖賢乃いまり先と尋ね
後へい河とさくわさほしうもを
傍りやみの功ももしましく功ありとや
も善悪とをわくそあそや

人王八十八代後深草院第二皇子也於關東
武將征夷大將軍一品式部卿官母後二位房
子公親公女也

花園院勅曰朕つねよよのまことましく臣とせ
想ふは天理能くわねとのまをばもよんをま
長及び万民とあふよあまあ君あつもの

あがしんまのく一牛送ん牛らそら
しんまのく人乃流あるが人のい
とあしんゆの機よあましんまのく
孫しんまのくあまのくすくわとの
らあしんまのくあまのく

人王九十一代伏見院第二皇子也永仁五年五
月廿五日降誕德治三年八月廿五日踐祚同十
一廿六即位文保二年二月廿六禪位廿二三月十
日尊号治世十年諱富仁母顯親門院原子
左大臣實雄公女貞和四年十一月十一崩五十三

その法親王賢曰人と生まると一乃法のあきも
形も富類とくともまじり言教も其のよきまがみ
まわさるわの事本が紙切能多し人々も其
たすとも天是とすてかきさるあふんま
そのまづしこまなすや

伏見院中六宮也能書青蓮院中真此宮長入
本之道天台座主一品親王兼天王寺別當俗
名守彦母播磨局俊衡郷女也

崇光院勅曰ん虚ありくゆい戸ありみて猶福
とあり前よわわ是をよくとるくと神明の授とよ

くまるとさう新ありさうりゆいく世界まくとあ
さうりあり

人王九十六代光嚴院中一宮也建武元年四月廿
二降誕貞和四年十月廿七踐祚十五同日元服同
五年十二月廿六即位應永五年正月十三崩六
十五歳諱興仁母徽安門院公秀公女也

後光嚴院勅曰ぬ日三時よ吾ぞ乃心を虚みて
道よすむ年久し。然と吾神明乃授と聖賢
れいましめあうまあわそのま葉と改よん
かりそれ初とありさうりゆいく世界まくとあ

人のいひの能くぬ人の滑るべし

人王九十六代光嚴院第一皇子也諱弥仁治

世七年曆應元三降誕親應三年八月十七踐祚

十五應安四年三月廿三讓位成四壬三月六尊号

柳原仙居御閉眼之折御落飾法諱光融

後圓融院勅曰民乃た乃一むるふ家の大平や

大まよりりよの家居とがらり方りさよとけ

たれ一むるふ家乃くろくみ天女をむる乃

婿なり大まよりり一く朕よ及ぶさやどのまを

成こ乃むあり

後光嚴院第一皇子也諱緒仁治世十一年延文

三十二降誕應安四年三月五着袴同北親王

同北三元張同受禪同七年十二月廿八即位十七

永徳二年四月十二禪位同北五尊号明德四

年四月廿六崩成六

後醍醐天皇勅曰濟年四乃以時内裏に

て後身乃ながく三戸らり此小男いけともた

集りて宮乃宮にむるひくちり居りて

是とみくみ真さめて何ものといひ出

人をあさるる皇子是をけりくみ

あまれくは小男あつむしてあまをあまなり
かみやりのひらき子に得くまひひく鴻鷹ハ風を
いづの野平を西を越とあまはあんなららるる
らんを伴りまじくは此小男こころくわんまじく
糸とがわりく失事りゆる人はとまひくせく雉
子も百歳おれども歳年れきりにくれ頻候
卯乃ららるる時をそらく乃きに務なり
好堅樹ハ七年しよるとあますよ。其の根八十里と
さすしつり。さるやふいひ子御成人乃後善
悪ははよきみどなり

人王九代後宇多院第二皇子也諱尊治治世
三年正應元年十一月二降誕德治三年九月十
九立太子也文保二年二月廿六踐祚也同三年
九即位元弘元年八月廿四密出帝都九月廿九於
光明山叅會武士奉遷宇治平等院同十月二
入御六波羅同二年三月七奉移隱岐國高時入
道沙汰之元弘三年也正慶二年閏二月廿四密
出御隱岐奉伯弼大山寺同五月出此赴帝都
六五還幸二条富小路殿正慶二復皇位其
後尊氏義貞等度々合戰帝幸金峯山

号南朝帝曆應元八十六於吉野宮崩五十
護良親王賢曰夫昔法乃大崩人概り中
一をとりありあり。身あまはやら。故に玉
をばあ房を我う門よりいけんとあり人となす
やとおもふ人の精色なり

後醍醐天皇第六宮也本朝武家健将也尊
雲法親王天台座主長幼師之還俗号征夷
大將軍兵術古今無類宮也於鎌倉為直
義被害大塔宮是也

榮仁親王賢曰今乃世の人を介と見て人として

むね小世のまじり始終とげも玉人をそ乃
徳を用て人を救うるなり年とくわく也

人王九十八世崇光院第一宮也号大通院又号
有栖川殿應永廿三年十一月廿薨六十六伏見

殿先祖也

後小松院勅曰夫天下乃ありしやとくは
とふ小あのみ人。身やともよるしと神の
と味方と。奇航と歌とする時いあよりまの
民あくふと慈愛乃徳信あり。いりくがうら
うをんをよせく賢を用ひ。まらごがうら

和 〇〇をすらすら付い。あはれはらと然くうべし

人王百代後圓融院第一皇子也諱幹仁治世三十年永和三年六月廿六降誕永德二年四月十二受禪六同十二年八月廿四御出家法諱素行智御戒師永助法親王同五年十月廿

崩

稱光院勅曰天下と治くふ吾あめふまら政及
い日の下乃我のくくくくく失やまし
のあふまら政及ふまら乃もえんあつが

人王百代後小太院第一皇子也諱實仁治十六年應永八年三月廿五降誕同十九年八月廿九受禪同廿二月十九即位正長元七月九崩

八歳

後花園院勅曰氏を幸りて公武い未なりと乃
世本を失く。未乃さうつうゆわわわわやがな
この物のす未れさるあつたられるは後公
御も武といのて帝の君を乃おあえんくす
おまみよく後の世にあらん

人王百代後小太院第二皇子也治世三十六年

えす朕は移る人乃あやしきはつる心也
め候して世の人れと祈の合とあ合とをみる
後にほま出るるもまづく世の中れ人のあり
と人よりくつてくおきてを祈してつるる
けり

人王八十九代龜山院第一皇子也諱世仁治十三
年文永四年十二降誕同十一年二拜六即位建
治三正三元服十一同十一月十九大嘗會弘安十年
十廿一禪位十一德治二年七月廿六御出家法諱金
剛性四十二元亨四年六十五崩於大覺寺五十八

垣明親王賢曰及を物このふとのなるを
法をつじまの徳をまると智をけひとの智
とまると此のふとくつとくつとある人
なりと云べし

龜山院第七皇子也二品式部卿宮母昭訓門
院實兼公女

全仁親王賢曰及君をまるとしてはまの
つりくと。まをまふくちま治なるべし
を一旦の切わりともがらうく移出るる
か。くじる。まをまふ。まをまふ。まをまふ。

人王九十三代後二条院第一皇子也立太子母宗親
親郷女御姦明無限早世也子孫相續本寺或

皆川

邦者親王賢曰丈夫之志乃其國家用
何事其の利本なる事と世に人利あきこと利ゆ
りなり。人民皆よくつらなり用不用と云
ちいなり

後二條院第二皇子也号花町殿三品兵部卿

宮子孫相續

後柏原院勅曰凡吾國よいてと云あり是
後

一、忠臣の徳をいふとあけく勅碑刻銘極く忠
孝の事のももあきせむと出づなり。つら
古と忠臣孝子も多しけむとも孝臣以下
あきくはあきくはあきくはあきくはあきくは
けしきなりありて公武ありてあり
あきくはあきくはあきくはあきくはあきくは
てあきくはあきくはあきくはあきくはあきくは
人王百四代後出御門院第一皇子也諱勝仁治世
廿六年寛正五年十月廿日降誕文明十二年十
三為親王同元於前左大臣小河亭元服明應

延和の御事にはついでにありしものなり。その酒多しと
 月づきまつりしこと
 人毎の善悪を人々くちくちのちりて古恨り
 結あはるる地なり。是と知る人なるはこれ
 万の善りとみえんものなるは酒とはいふに
 地乃くちする地りし幸なるは地なり
 仁王百五代後柏原院第一皇子也諱知仁治
 世元二年明應五年十二月廿三日降誕永正九年
 四月八為親王三月廿六日元服加冠関白九条理髮
 頭中將實胤小御所簾中取密儀也同十八年

甲比七叙一品 天文五年二月六即位弘治三年九月
 五崩六十二

鎮法親王賢曰。神明と人乃くあり。則ち
 と不爾とふり
 一念うらまのあまは物生す悪も又是小地なり。地毎
 秘ふまありし事やいとす。すやみれ
 八すんやうのむり。むりなれば秘るく。秘るく天乃心
 人善悪とみくらふもの鬼神と是とみるなり
 いんや人乃みくらなり。天眼天目乃外あり

ものあ
酒とさきみく世賊とさるものねい今乃世の賢人なり
世代おのれぬものなりふもあつてもあつてもく身
乃うきりあそ世を控くつてしうい酒を
おきふものよあつた
もろくろ酒能乃身と助くるすとみく心酒のふ
うまよとあつた酒とけと先うや酒あすうよ
つろくしんも地がわ

後柏原第ニ宮本名尊猷母唯三后藤子儀
三司教秀卿女天台座主青蓮院二品親王

正親町院勅曰じり乃人あ東世の人れ為し書と
わくくどの世の人ハガ乃為し書をくし書と
わいすく延ひくつて用ゆるさうハ各あありゆ
よ善乃ハ目くよゆくつて悪くハ書くハああり
儒尺道乃要も唯己心乃心書を共く失なりき
心乃その心をくつて書とみるべし
礼ハあつらるるまらしとつてと神あ一惟礼
こ乃まらざるんをよらしつてわやまらあわ
人乃心廣々れつる地多し公せしけむハあ地
し廣々乃心も天乃心也校と心人の心あつた

四十七司九月廿葬于泉涌寺

六十三言聖勅終次第不同口傳也

倭論語卷第二終



